

青少年問題協議会における 子どもの実態・意識に関する調査の質問項目の検討

1. 調査の目的

- ①計画策定に必要な、子育て家庭や子ども・若者の生活実態、子ども・若者及び、地域の子ども・若者・子育て家庭を支援する団体や、子ども施設職員の意識。
- ②「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な幼児教育・保育等の利用状況と利用意向。

2. 調査概要

① 区民調査

	調査票種類	対象者	件数	H30 回収率	
1	保護者	就学前児童保護者	0～5歳の子どもの保護者	1,500件	49.2
2		小学生保護者	6～11歳の子どもの保護者	1,500件	47.3
3		中学・高校生等保護者	12～17歳の子どもの保護者	1,500件	36.3
4	子ども 若者	小学校4～6年生	上記2の世帯の9～11歳の子ども本人	750件	37.2
5		中学生・高校生等	上記3の世帯の子ども本人	1,500件	30.3
6		若者	18歳～29歳の若者本人	1,500件	20.1
		合計	8,250件	36.7	

※ 対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出

② 子ども施設職員・地域団体等調査

	調査票の種類	対象者	件数	H30 回収率
1	子ども施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ等の職員	300件	90.7
2	地域団体等	町会長、民生・児童委員、保護司、青少年育成委員等	350件	60.5
		合計	650件	74.5

郵送による配布及び回収。WEB回答にも対応する。調査は11月頃に実施し、調査期間は2週間程度、回収締切1週間後にお礼状兼督促ハガキを送付する。

3. 検討例

平成30年度に実施した『豊島区子どもの実態・意識に関する調査』及び国から示される予定の子ども・子育て支援事業計画量の見込みの算出の手引きの内容等を踏まえ、調査項目を検討する。

調査項目は青少年問題協議会、子どもの権利委員会、子ども子育て会議及び行政で調整し、決定する。青少年問題協議会においては、専門委員会を設置して検討する。

(1) 質問項目の追加

○ 「何かを決めるとき、おとなはあなたの意見を聞いていますか」

⇒「意見を聞く」というところで終わってしまっているため、「その後、あなたの意見や希望は叶いましたか。」というように、その後の結果まで把握できる質問項目を追加した方が良い。

(2) 質問項目の修正

○ 「あなたが参加した地域活動は、次のうちどれですか」

⇒このような質問だと子どもたちが「参加しないといけない。」と義務感を感じてしまう恐れもあるため、「あなたが参加したいと思う地域活動は次のうちどれですか。」というように、「参加の支援」という意味合いを含んだ聞き方にした方が良いのではないか。（“参加しないこと”も子どもの権利という考え方から。）

4. 補足

○質問内容：子どもの相談を受けてくれるところのうち、知っているところ、利用したところはありますか。⇒**選択肢を更新予定（赤字の12番、13番の追加）**

	知っているところ	利用したところ
1 子ども若者総合相談（アシスとしま）	1	1
2 教育センター	2	2
3 青少年相談	3	3
4 子どもの権利擁護委員	4	4
5 子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）	5	5
6 子ども家庭支援センター	6	6
7 スクールカウンセラー	7	7
8 児童相談所	8	8
9 人権擁護委員の電話相談	9	9

